

嘉手納基地へのF-22Aラプター戦闘機配備に対する抗議決議

米空軍のステルス戦闘機F-22Aラプター戦闘機9機が14日、米空軍嘉手納飛行場に飛来した。米空軍は今回、4カ月の予定で同基地にF-22Aラプター戦闘機を12機配備する方針である。

本町議会は、外来機の配備は基地機能強化につながることから、配備に対し中止の要請、抗議決議を行ってきたが、度重なるF-22Aラプター戦闘機の定期的配備計画は常駐化である。

F-22Aラプター戦闘機は、平成21年3月25日に米本国で訓練飛行中に墜落事故を起こしており、墜落の不安も懸念される。その後の調査で、操縦士らが低酸素症とみられる症状が相次いだため、長距離飛行を中断していた。米国防総省は「安全性が確保されたため」と強調しているが、墜落の不安や恐怖は増すばかりであり、基地周辺住民は強い憤りを覚える。

近年の嘉手納基地の状況は、外来機の飛来による騒音被害が増加し、米軍再編協議における負担軽減とは程遠い状況にある。基地周辺住民は、日常的に航空機騒音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 F-22Aラプター戦闘機の訓練を中止すること。
- 2 外来機の飛来は、いかなる理由があるにせよ中止すること。
- 3 これ以上の基地機能強化に断固反対し、嘉手納基地を撤去すること。

以上、決議する。

平成25年1月18日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事 嘉手納基地第18航空団司令官

嘉手納基地へのF-22Aラプター戦闘機配備に対する意見書

米空軍のステルス戦闘機F-22Aラプター戦闘機9機が14日、米空軍嘉手納飛行場に飛来した。米空軍は今回、4カ月の予定で同基地にF-22Aラプター戦闘機を12機配備する方針である。

本町議会は、外来機の配備は基地機能強化につながることから、配備に対し中止の要請、抗議決議を行ってきたが、度重なるF-22Aラプター戦闘機の定期的配備計画は常駐化である。

F-22Aラプター戦闘機は、平成21年3月25日に米本国で訓練飛行中に墜落事故を起こしており、墜落の不安も懸念される。その後の調査で、操縦士らが低酸素症とみられる症状が相次いだため、長距離飛行を中断していた。米国防総省は「安全性が確保されたため」と強調しているが、墜落の不安や恐怖は増すばかりであり、基地周辺住民は強い憤りを覚える。

近年の嘉手納基地の状況は、外来機の飛来による騒音被害が増加し、米軍再編協議における負担軽減とは程遠い状況にある。基地周辺住民は、日常的に航空機騒音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしており、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 F-22Aラプター戦闘機の訓練を中止させること。
- 2 外来機の飛来は、いかなる理由があるにせよ中止させること。
- 3 これ以上の基地機能強化に断固反対し、嘉手納基地を撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年1月18日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長